

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第11巻

メタデータ	<p>言語:</p> <p>出版者:</p> <p>公開日: 2019-02-07</p> <p>キーワード (Ja): 佐藤総理, (社) 国際情勢研究会, 「沖縄等返還交渉について」の意見書, 南方連絡事務所の政経情報, 愛知大臣とロジャーズ長官及びスタンズ長官との会談, 岸特使のニクソン大統領及びロジャーズ長官との会談, 佐藤・ニクソン首脳会談, 佐藤総理のナショナル・プレスクラブでの講演と質疑, マスキー及びスコット上院議員ならびにランパート高等 弁務官の記者会見, 沖縄祖国復帰連盟, 不服申立制度の切換え</p> <p>キーワード (En):</p> <p>作成者: -</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属:</p>
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43639">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43639</a>

沖縄  
インデックス



昭和36年(1961)

1.16 ケネディ大統領、予算教書で「極東の緊張が  
続く限り沖縄の基地と施政権を保持する  
と表明

2.18 国防総省特別委が「沖縄の全基地を維持  
する旨の報告書提出

6.22 池田・ケネディ共同声明

10.5 大統領特別補佐官カール・ケイセン博士を  
団長とする米政府沖縄調査団訪沖

昭和37年(1962)

1.18 ケネディ大統領、予算教書で「極東の脅威  
と緊張が沖縄の軍事基地維持を必要と  
する限り、米国は沖縄管理の責任を引き継ぎ  
直す」と表明

3.11 米国人権協会、マクナマラ国防長官に沖  
縄住民の権利と自治拡大の書翰送付

3.19 ケネディ大統領、対沖縄政策と行政命  
令改正について発表(ケネディ新政策)

3.27 フライス下院試算、ケネディ新政策に基  
づき、フライス法改正法案(援助限度  
を2,500万ドルに引き上げる)を提出

5.9 下院軍事委員会 2分科委員会(フィル  
パン小委員長) 聴聞会開催

(記録英和文別添)

同聴聞会には、エイルズ陸軍次官、バンディ国防次官補代理、ジョンソン国務次官代理、キャラウェー高等弁務官

が出席したが、これらの証言を通じて最も強調されたのは沖縄のもつ「稀有な戦略的価値」であった。

ただ質疑のなかで、コヒラン議員(民・カリフォルニア)が、「琉球を国連の信託統治または保護領と

する可能性について政府は検討したことがあるか」質問し、さらに「琉球島民をアメリカ国民ではないが

中間的な存在とすることも可能である。旨発言して注目をひいた。

5. 15 下院軍事委員会、プライス法改正案を可決し、本会議へ廻付。(記録 別添)

◎ 下院軍事委員会 本会議に対する報告書のなかで「最後に委員会は、委員会がこの立法に賛成するのはアメリカの琉球に対する行政上の

管理及び同地にアメリカの基地を維持し運営することが不可欠であり、従ってアメリカはその安

全保障上必要とされる限りこれらの島々の支配権を維持し続けるものとの明白な理解を前提

としたものであることを明示した」と述べている。

5. 24 下院本会議で 衆案どおり承認

6. 14 上院軍事委員会において聴聞会開催  
(記録 別添)

この聴聞会では、一部の証人が日本の潜在主権  
に対し、かなり批判的な意見を述べ、ケネディ新政

策とは対照的な態度を示した。

下院の聴聞会では、沖縄基地の戦略的価値

が大いに強調される一方、ジョンソン國務次官代理が  
日本復帰を願う沖縄住民の気持ちを具体的に説明

した結果、現地の感情を尊重するためにもプライス  
法改正案の必要性が大いに認識された形であった。

これに反し、上院では、サーモン、ソルトンストール両  
証人が対日平和条約オ3条の規定をたてに、潜在

主権に対する政府の立場を批判したため、空気は  
かなり険悪となり、委員会全体も修正法案に対し

やや批判的な傾きを示した。

上院側の主張は次の二点であった。(以下ワシントン種)

(1) 毎年2500万ドルの金額が必しも支出される  
訳ではないのに、何故かかる高額の経済援助の  
料を引上げる必要があるか。

(2) 沖縄の究極的な地位との関連で多額の  
経済援助を行うことは理由があるか。この点についての  
米国の基本的政策如何

委員会全体としては、経済援助につきなんらかの措  
置をとるという政策自体については賛成しつつも、増額  
の程度が多すぎるとの意見が圧倒的であった。

各証人の発言ぶり次のとおり。

◎ ステニス証人 (民. ミシシッピ)

沖縄を関連に与えるとか、日本に返還する  
とかについて、我々は心配する必要はない。我々は  
沖縄を太平洋の武器庫としたのであって、これを  
長期に亘り使用するであろうことは誰でも知っている

と考へると考へる。

● ジャクソン討負 (氏. ワシントン)

多くの困難は、残存主権など述べたことから生じてあり、これを繰返すうちに沖縄が今にも日本に返され

そうなるであろうとの感じを日本国内に生じ、実際よりも早く返還の時期を設定した結果に合ったと考へる。

● サーモント討負 (英. サウス・カロライナ)

(1) 平和条約は日本の残存主権を規定してない。何故 アイゼンハワー及びケネディ両大統領がかかる

立場をとったか了解に苦しむ。彼等の言明によつて日本は、米國が日本の主権を認めつつあると感

じているのである。我々は沖縄を放棄する事を考へるべきでない。

(2) 3月19日のケネディ発言で“日本の完全主権への回復”が述べられたが、大統領にはかかる

る言明を行う権限は与えられていないはずである。

(3) 日本は沖縄を放棄したのであり、軍事要請

が消滅した場合においてもこれを日本に返す必要はないもの。

(4) 国旗掲揚を認めることは残存主権の承認の一態標である。我々は沖縄に無期限に止まる

のであるから、そうであることを示唆する如き如何なる措置をとることも大きな誤りと考へる。

(ラッセル討負は上記(4)の意見に対し、ハロナマでも同様の事例があったことを指摘し、これは

は米國の外交政策の一つであると注意した)

9. 13 上院軍事委員会は、援助金額を1,200万ドルに修正の上可決した。

9. 21	上院本会議、フライス法修正案を 軍事委員会の報告どおり承認
9. 25	下院本会議は、上院修正案どおり承認
10. 4	ケネディ大統領、フライス法修正案に 署名

昭和39年(1964)	
5. 5	ワシントンポスト紙は社説において米 国の沖縄施政を批判
	「沖縄の軍政は常に不人気で、沖縄住 民は自治と日本復帰を望んでいる。アメリ カは情勢が悪化するうちに手を打つべきだ」 <del>ワシントンポスト</del>
	同紙 5月3〜7日、キャラウェイ施政を 批判したラファエル・スタインバーグ記者の 記事と連載
5. 10	エイルズ米陸軍長官、スタインバーグ記 事に対する反論を发表
9. 30	バンディ國務次官補、東京での記者会 見で「沖縄基地と施政権の分離 および主席公選は困難」と表明

昭和40年(1965)	
1.14	佐藤・ジョンソン共同声明
8.10	上院外交委員会、「沖縄住民に対する 講和前補償法案」可決
8.11	上院本会議、同法案を承認 (競争録 別添)
9.9	下院外交委員会において一部修正の上 可決
10.7	下院本会議において承認(312対55) (競争録 別添)
10.27	大統領、同法案に署名(P489-296) 2100万ドルの支出権限
11.7 ~12.12	サブロッキー 下院外交委極東小委特 別調査団、アジア各地視察 (66年2月17日 調査報告書発表) (報告書 別添)

11.26	「沖縄を語る会」大塚信泉、「沖縄問題 解決促進協議会」田村幸策等が各氏 来日中の米上院外交委員会モース調査団 と懇談。
◎ モース議員発言要旨 (沖縄タイムス 11.27)	
(1)	沖縄に <sup>ど</sup> まらず、米国は在米のどの地域をも 米国化することを欲している。同時に他の国々も アメリカと同様の政策をとるべきと考える。
(2)	沖縄は究極的には日本に返還すべきで、米 政府もその基本に沿っている。しかし現状はこれ を許さない。
(3)	指摘された共同管理問題は分離返還に <sup>つ</sup> いて、 これが基地の確保をまかすかどうかが深く 検討する必要がある。 しかし、現状の平和条約にもとづき一極



の契約(協定)のもとに基地の安全が確保できるから  
 59日米友好が達せられるとの考えはうなづける。

(4) 当面の援助もしくは政治的自由の拡大については充分配慮いたし。

(5) 沖縄に関する有意味な意見を聞くことができらるる帰任したる米国会で検討するほかワシントン政府に対しても働きかける。

昭和41年(1966)

1.24 米大統領、プライス法修正を国会に要請

2. ? リヴァース議員(民. サウス・カロライナ、軍事委員長) プライス法修正法案 HR 12617 を提出 (報告書 和文別添)

3. 28 下院軍事委員会 予備委員会にて聴聞会開催 (部録 和文別添)

3. 30 下院軍事委員会において無修正で可決 本会計に廻付

4. 25 下院本会計において承認 (計筆録 和文別添)

6.9	上院軍事委員会において審議
◎	審議の模様につき在米大使よりの報告
(1)	(省 略)
(2)	なお、同日の審議につき國務省係官は館員に対し次のとおり述べた。
(1)	試算の質向及び法案に対する態度は1962年における同種法案審議の際と同様である。
(2)	特にラッセル委員長の日琉人間の人種的異同に関する質向は、1962年にも行なわれ、同氏の個人的関心を示していたので國務省で予め説明を練っておいた。
(1)	秘密会に入ってから質向は特に金額と支出内容とがについて細かく行われ、委員の保守的、支出制限的な態度を反映したが、これも1962年同様である。

(=)	しかし、1962年と異なり今回は法案を直にこれだけの雰囲気であり、場合によっては次回の審議を省略して本会談に廻してくるものと期待している。
10.12	上院軍事委員会は、同才出委員会国防小委員会と懸案問題の調整会談を行なったが、プライス法修正案は議題に上り上げられなかった。
10.18	上院軍事委員会は、秘密会で試算方針を協議したが、委員会事務局長は、プライス法は自ら検討の要あるとの理由で取上げられなかった。
10.22	試会閉会

昭和 42 年 (1967)

1. 31 上院外交委員会公聴会において、マンズフィールド議員は ライシャワー元大使に対し 沖縄小笠原問題につき質問した。  
(質疑応答訳文別添)

2. 6 プライス議員、下院軍事委員会に プライス法修正案 (H.R. 4903) を提出。  
(<sup>但</sup>他の案件が多く、何うも月位は審議される見込。上院については、提出の手続きはとらわれない)

2. 28 下院外交委員会 極東太平洋部会<sup>の</sup>公聴会で、日本<sup>に</sup>ついての質疑はあったが、沖縄は問題にならなかった。

重要外交問題研究会議題

(昭四三、三、一八) (夜稿)

一、沖繩問題

1. 沖繩施政権の現状に関する法律問題
  - (イ) 施政権と潜在主権
  - (ロ) 施政権放棄と連合国の同意の要否
  - (ハ) 沖繩の現状違憲論
  - (ニ) 信託統治に関する規定と第三条無効論
  - (ホ) 植民地独立宣言と沖繩
2. 施政権返還問題
  - (イ) 施政権返還に関する政府の基本方針
  - (ロ) 教育権分離返還構想
  - (ハ) 特別基地協定締結による施政権返還
3. 沖繩と安全保障
  - (イ) 沖繩と安保条約

執  
無期限

- (ロ) 安全保障上の沖繩の役割
  - (ハ) 沖繩と自衛隊
4. 住民の地位、外交保護権等
- (イ) 沖繩住民の国籍及びその戸籍の取扱
  - (ロ) 沖繩にある住民に対する外交保護権
  - (ハ) 第三国にある住民に対する外交保護権
  - (ニ) 沖繩住民の渡航文書
  - (ホ) 沖繩における渡航制限
5. 自治権拡大、基本的人権
- (イ) 自治権拡大問題（行政主席公選）、布令布告の改廃、法案の事前、事後の調達等）
  - (ロ) 裁判移送問題
  - (ハ) 住民の基本的人権の保障
  - (ニ) 住民の本土国会参加

- 6. 沖縄援助
  - (イ) 日本政府の援助と沖縄の施政権
  - (ロ) プライス法改正問題
- 7. 日米協議委員会
  - 委員会の権限
- 8. 財産、請求権、土地収用等
  - (イ) 講和発効前補償
  - (ロ) 軍用地の新規接収
- 9. 船舶旗
  - (イ) 沖縄船舶旗問題
  - (ロ) 沖縄籍船舶に対する管轄権
- 10. 小笠原問題
  - ニ安保条約、地位協定問題
- 1. 事前協議関係
  - (イ) 装備における重要な変更

- (ロ) 戦斗作戦行動
- 2. 安保条約の期限
- 3. 安保条約とヴェトナム
  - (イ) 安保条約下のわが国の立場
  - (ロ) 米軍による在日施設、区域利用の法的根拠
- 4. 有事駐留論
- ニ核拡散防止問題
  - 1. 一般的问题
    - (イ) 条約案作成に関する米ソ協議の現状
    - (ロ) 条約案の内容
    - (ハ) 核拡散防止問題に関するわが国の基本的立場
  - 2. 核軍縮
    - (イ) 条約案の規定
    - (ロ) 核拡散防止条約の核軍縮の関係
    - (ハ) 核軍縮措置の具体的内容

3. 非核保有国の安全保障

(イ) 条約案の規定

(ロ) わが国安全保障に対する影響

(ハ) 非核保有国一般の安全保障に対する影響

(ニ) コスイギン提案

4. 原子力の平和利用

(イ) 条約案の規定

(ロ) 原子力の平和利用一般

(ハ) 核爆発の平和利用

5. その他の問題

条約の有効期間

極秘

北米課  
北米課

局長下りフック用項目 (北米課)

I 北米の関与する主要国際政治問題

- 1. 中印問題
- 2. WITIA問題
- 3. 核拡散防止問題

II 沖縄、小笠原問題

1. 沖縄問題

- 1. 基地施政権に関する基本問題
  - 2. 教育権令前返還問題
  - 3. 会計年度援助予算問題
- (含 沖縄に関する施設委員会)

- 4. 航空文書発給、移住事業の実施問題
- 5. 船舶租税問題
- 6. 日航の県内浮航問題
- 7. 南方連絡事務所の名刺、標識に関する問題
- 8. 沖縄在住沖縄住民に対する外交保護

GA-6

外務省

その他

2. 小笠原問題

- 1. 旧島民の帰島問題
- 2. 旧島民の養老問題

III 太平洋信託統治地域請求権交渉

IV 漁業問題

- 1. 米日漁業水域法に関する日米交渉
- 2. 日米加漁業条約改訂問題
- 3. 日米公分はんに取組問題
- 4. 韓国漁業の北洋進出問題

V 航空問題

- 1. 輸送力条項に関する日加協定
- 2. 日米航空協定の内包問題

VI 日米科学委員会 日米医学協力委員会

GA-6

外務省

VII その他

イ 商業用通信経路組織

ロ サトウキビの干拓塔建設問題

ハ ニューヨーク日本協会ジャパンハウスの建設援助

ニ ケネディライブラリーに対する寄付

ホ ケネディセンターに対する緞帳の寄贈

ハ 領事事務(米領土の領土問題、アラスカ  
緊急入域救済基金問題を含む)

ト 便宜供与(練習艦隊その他公船の訪米、訪米  
を含む)

チ 他官庁に対する資料、情報の提供その他連絡

リ 米加両国の外交、内政に関する調査

ヌ 比米局予算庶務



沖縄の施政権返還に関する  
諸方式

昭和47/2/18  
北谷謙三

1. 分離返還

(1) 地域別返還論

基地施設の多い沖縄本島は、当面米国の施政下に残り、それ以外の八重山、宮古群島等は即時日本に返還する。

(例) 昭和47年4月 中曾根康弘議員

ニューヨークの外交問題評議会における講演

(2) 基地分離返還論

基地施設区域以外の地域を一括返還し、基地縮小に従って復帰地域を拡大する。

(3) 機能別返還論

軍事関係以外の戸籍、教育、社会保障、産業などにつき、機能的、段階的に施政権の返還を求める(特に森元総務長官の発言もあり、教育権の分離返還論がクローズアップされた)。

(例) 昭和47年6月16日 自民党沖縄問題特別委員会  
の中間報告

昭和47年8月 森元総務長官の「教育権の分離返還」  
に関する発言

2. 施政権の全面返還

(1) 基地撤去全面返還

(2) 基地つき全面返還

この場合の基地の取扱いについては、日米安保条約適用下<sup>7)</sup>基地にするとか、特別協定その他の方法で核兵器の導入を認めるといふいわゆる「核つき返還」、核基地の導入は認めないが、在沖縄基地からの戦闘作戦行動の自由は認めるといふいわゆる「核ぬき自由基地つき返還」等の方式がいられている。

なお、佐藤総理は、沖縄の返還は全面返還方式によることを明らかにされる一方、返還後の基地のあり方については、極東情勢の推移、軍事技術の進歩及び世論の動向をも考慮し、慎重に検討し、返還の時までに決定すればよいとの趣旨を明らかにしておられる。